

# 厚生労働大臣認定 第10回家政士検定試験 受験案内（抜粋）

公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会

## 1 目的

わが国では、人口の減少と少子高齢化が急速に進み、高齢夫婦だけの世帯や一人暮らしの高齢者が増加しています。また、子育て期に仕事と育児を両立できる働き方が可能となる社会の実現が求められています。こうしたなかで、介護や支援の必要な高齢者の方や子を持つ共働き夫婦をはじめ、家政サービスに対するニーズが増大し、また、その内容も多様化してきています。

このようなニーズに的確に応えることのできるサービスの向上や人材の育成、確保が強く求められています。

家政士検定は、こうした社会の要請を踏まえ、家政サービスや家事支援業務に関する卓越した知識、技術を有する方に対して家政士の資格を授与することにより、家政サービス関係職業の専門性と社会的認知度を高めるとともに、利用者の皆様がサービスを選択する際の明確な指標となり安心と信頼を提供することを目的として実施するものです。

家政士検定は、公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会（以下「協会」）が実施する厚生労働大臣認定の団体検定制度（認定番号団第1号）です。本検定試験は、平成28年度に厚生労働大臣より社内検定制度の認定を受けて実施してきましたが、令和7年3月同制度を拡充した団体検定制度の第1号の認定を受け、今回から団体検定制度として実施することになりました。

「家政士」は本検定試験合格者の称号であり、また、公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会の登録商標（商標登録番号第5750910号）です。

## 3 受験資格

次の(1)から(4)のいずれかの要件を満たす方が受験できます。年齢、性別、国籍等の制限はありません。複数の要件に該当する場合は、いずれか一つを満たせば受験できます。

- (1) 協会の会員紹介所の求職登録者であり、職業安定法施行規則附則に規定する家政婦（夫）の業務に5年以上従事した者（下記(2)の期間を合算して5年以上の者も可）  
ただし、従事した各年の実勤務日が100日以上ある者に限る（下記(2)の日数を合算して各年100日以上ある者も可）
- (2) 協会の会員紹介所が、介護保険制度における指定事業所として認定を受けており、当該指定事業所に雇用されている者で、当該介護業務に5年以上従事した者（上記(1)の期間を合算して5年以上の者も可）  
ただし、従事した各年の実勤務日が100日以上ある者に限る（上記(1)の日数を合算して各年100日以上ある者も可）
- (3) 協会の会員紹介所の求職登録者であり、かつ、(1)に定める者と同等の経験、能力を有すると当該紹介所長が認めた者
- (4) 介護関連事業、保育関連事業、家事支援サービス事業等に雇用され5年以上の実務経

験がある者、主婦（夫）等の家事、介護、育児等の経験のある者や大学・大学院、短大、職業能力開発施設等の家政関連学科・課程等の卒業生または在學生で、上記(1)から(3)までに定める者と同等の経験、能力を有すると認められる者

#### 4 検定方法および内容

##### ○学科試験

出題方法および出題数は、多枝択一式問題 40 問です。

解答時間は、60 分です。

##### ○実技試験

実技 1【衣】、実技 2【食】、実技 3【住】のうちいずれか 1 科目の実技は 7 分、他の 2 科目の実技はそれぞれ 4 分の制限時間で出題されます。

#### 5 配点および採点基準

出題される問題の配点は次のとおりです。

学科試験	40 点満点
実技試験	150 点満点

合格の基準は次のとおりです。

学科試験	80%以上
実技試験	70%以上

#### 6 合否の判定

合否の判定は検定運営委員会が行います。

#### 7 合格証の交付等

合格者には、「合格証」が交付されます。また、合格者は「家政士団体検定合格者」の称号が付与され、特に上記 3 の(1)から(3)により受験された方は、「家政士」と称することができます。

協会の特別会員には、併せて「家政士章」を交付します。

上記 3 の(1)から(3)により受験された方は、協会の特別会員に入会することにより「家政士章」の交付を受けることができるほか、下記 11 の交付料を納付することによっても「家政士章」の交付を受けることができます。

上記 3 の(4)により受験した方は、協会の特別会員に入会(注)することにより、「家政士章」を受領し、「家政士」と称することができます。

**(注)** 特別会員に入会するには、協会の会員紹介所に求職登録をするとともに同紹介所を通じて当協会に入会申込みを行っていただきます。

#### 8 科目免除

学科試験又は実技試験のいずれかに合格した場合、申請により、合格発表日から 4 年以内に行われる検定試験において、当該合格した科目の試験が免除されます。